

豊川市民病院経営強化プラン評価会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 豊川市民病院経営強化プラン（以下「プラン」という。）に定める各項目について、事業内容等の管理及び事業の執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、豊川市民病院経営強化プラン評価会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、プラン各項目に定める指標の評価及び進行管理に係る事項を所掌する。

(組織)

第3条 会議には次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 豊川市医師会役員 1名
- (2) 学識経験者又は大学関係者 2名
- (3) 市職員 3名
- (4) 市民病院職員 2名
- (5) その他必要と認める者

2 前項の者に欠員が生じたときは、補欠構成員を指名し、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(代表及び副代表)

第4条 会議に代表及び副代表を置き、構成員の中から互選により選出する。副代表は、代表が構成員の中から指名する。

2 代表は、会議の会務を総理する。

3 代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、副代表がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて開催する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議の必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 会議に事務局を置き、経営企画室の職員をもってこれに充てる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、代表が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。